

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第15回

【日時】2014年8月18日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員13名：池田、亥野、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、  
吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ1名：山崎

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】

大島、大森、絹川

## 1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第15回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

今回は、議事録と要旨、条例案の今後の議題のまとめ、8月11日に市長に提出した条例に係る提言書を事前配布しています。それでは森山さん、よろしくお願いします。

## 2. 市長提言の報告

森山：皆さんこんばんは。本日は、前回会議の振り返りの前に、11日に市長提言をしていたので、会長から報告していただきます。よろしくお願いします。

藤田：皆さんこんばんは。8月11日に神谷先生に同行いただき、皆さんの熱意でできた提言書を市長へ渡し、ワーキンググループを含めて議論をしていることをお伝えしました。市長には喜んでいただきました。条例案は、私たちの手元を離れたあと、本部の担当者を通り、議会へいくので、今後のスケジュールがタイトになりますが、皆さんに協力いただいて条例を形にしたいと思います。この提言で条例づくりの一つの区切りが終わりましたが、今後もよろしくお願いします。

森山：市長から何かコメントはありましたか。神谷先生から、提言の雰囲気はどうだったかコメントがあればお願いします。

神谷：提言の雰囲気はなごやかでした。野々市らしいという話が出ました。

森山：これからも引き続き頑張りましょう。ありがとうございました。

### 3. 第14回会議の振り返り

森山：それでは、前回会議の振り返りを行います。前回は、提言書案を検討していただきありがとうございました。前回会議の振り返りシートからの意見では、前半の提言書案の議論に時間がかかりすぎたと感じている人が多いようでしたが、時間内にまとまって良かったです。そして、今まで議論してきたことが活かされず議論が戻ると感じるという人も複数いらっしゃいました。また、意見を出せなかったが皆さんの話を聞いて勉強になった、自分なりに整理したいという意見、段々と内容が難しくなってきたという意見も出ました。グループで議論ができて、全体で話し合うよりも集中できて良かったという意見もありました。その他、若い世代の意見が出て面白かったという意見もありました。ワーキンググループからはワーキンググループが先行していたという意見、ワーキンググループの参加が少ないという意見が出ました。今後、ワーキンググループには条文作りに集中していただければ良いと思います。また、議論の際に同じグループが良いという意見が出ましたが、皆さんの席が固定されてきたようなので、たまにシャッフルしたくなったらしましょう。その他、提言書案ができて良かったという意見が出ました。条例案については、言葉の意味を共有していくことが重要です。前回も協働の意味や、市民活動と地域活動の違いなど、言葉の整理をしていただきました。前回会議の最後に神谷先生からの指摘で、細かい部分と条例の全体像とらえることが重要だということ、条例の細かい部分と全体像の両方を見て課題を抽出して議論する進め方で、条例の作り方について自分の中で整理することを各委員が忘れずにいてほしいです。前回会議で、前文の整理をしたグループから、色々な世代の市民が「自分も市民なのだ」「自分に条例が関係ある」と感じられるものにしたいという意見が出ました。前文を加賀市や池田市のようにしたいという意見も出ました。条例づくりの指針は3つになりましたが改めて重要だという意見も出されました。また、他の県や地域との連携について、前回は削除する流れになっていましたが、振り返りシートでこの項目を残してほしいという意見が出たので再度議論が必要です。また、ワーキンググループの皆さんにはご苦勞かけますがうまく条文案をまとめてほしいという願いもありました。議論の進め方については、できるだけ多くの人が発言できるように皆さんに協力してほしいです。そして、最終の議決に持って行くためには反対と賛成の両意見挙げて議論する時間を大事にしましょう。議事録も事前配布できるようにします。

### 4. 挙げられた議題について各グループで議論

森山：事前配布した「条例案作成における今後の議題」に、前回まで議論した結果と現状の意見が書いてあります。10番「国や県、他の地方公共団体との連携」については、条文案には入れないという結論になったのですが、先ほど言ったように振り返りシートで残して

ほしいという意見が出たので、再度議論が必要です。現状意見が書いてある議題は、前回どこかのグループで議論したということです。空欄の部分はまだ議論が深まっていない部分です。前回会議で多数の議題が出たので、各グループで議題を決めて議論して出した結論を全体で検討して進めます。前回議論した議題に対して、議論し足りないものは引き続き議論しても構いません。議論した議題の番号を記入して、議論の内容をまとめて下さい。さらに神谷先生に全体を見てもらい、他に議論した方が良い議題を出してほしいです。

現在出ている意見をご紹介します。1番の市政とまちづくりに関しては、市政は市長でまちづくりは市民、両者を橋渡しするのが議会という議論になっています。地域活動と市民活動の違いは、地域活動は町内会や保存会等の地域に根ざした活動団体で、市民活動は地域にとらわれずテーマ性を持って考えを同じくする個人の集団と整理されています。市民と町内会、その他それに類する団体について整理したいという意見を基に、2番に統合しました。第3章の自発的な活動を後押しできる内容についてはまだ議論されておらず、市民が自ら考えて行動するという前向きな行動も重要だという意見が出されています。そして、市民憲章と基本条例、協働指針それぞれの位置関係を整理したいという議題があります。町内会やNPOが取り組んでいるまちづくりの活動を行政が支援し、市民自らが推進しているということ表現したいとありますが、3番のことでした。4番の現状部分に書いてある事は、3番のことです。主語に着目して整理するという議題はもう少し議論が必要です。協働の言葉の意味は協働指針から引用していますが、意味は通じると思います。7番の基本理念に関してはまだ議論されていません。8番「第9条の行政の役割と責務についてシンプルにする」という議題は、「前例にとられることなく」を削除するという議論になっています。9番「人材育成についての条文」には子供の育成がありますが、まちづくりの次世代である20～30代の人材育成が重要ではないかという議論になっています。10番を残したいという意見が先ほども言ったように振り返りシートから出されています。前文については議論をしていただき、意見が多く出ましたが、事務局からも3つの案が出されているので、最終的に文章を見て作っていくことになると思います。13番「第9条の4職員個人ではなく、行政の説明責任を条文化してはどうか」は詳しく議論されていません。あとは14番、15番の見直しは何年毎に行うか考えて条文化した方がいいという意見が出ています。16番のパブリックコメントですが、意見を募集する際にこれ以外の多様な方法で意見を集めると良いという意見が出ています。18番以降には、議会・議員について、情報公開について、市民の意見と市民の意向の違いについて、まちづくりの主体として市政に関心を持つという表現にすることについて、まちづくりの発展または成熟の状況や社会情勢及びその他の事情という表現にすることについての議題が挙げられています。ここに挙げられた議題は過去に誰かが意見や意見書として出したもの

です。まずは議題を選んで議論した後に発表します。反対意見があったり、再度議論したいグループがあれば議論して下さい。

小竹：1タームでどれだけの議題を議論すれば良いでしょうか。

森山：時間内であればいくつ議論しても構いません。ホワイトボードに貼ってある議題を選び、各グループで議論して下さい。

〈グループごとに議論〉

森山：皆さんお疲れさまでした。それでは発表をしていただきます。

林：「第9条の行政の役割と責務についてシンプルにする」という議題で議論しました。行政の役割と責務について、「前例にとらわれることなく」は当たり前なので削除します。2項の「行政は市政の運営にあたり、市民の意見を的確に把握する」は生かします。第3項の「全体の奉仕者」ということも当たり前なので削除します。第4項「職員自らが地域社会の市民で・・・適切に説明します」ということは、行政しか説明責任を果たす事ではできないので削除します。第5項「職員は社会状況に応じて、政策などを作る能力・・・」も当たり前の話なので削除します。その代わりに、第3項に行政の説明責任について加えることで話が進みました。2項はそのまま、3項の中身は変わります。次に、条例の検証と見直しは何年毎かについて議論しました。第23条にあります。第22条の取り組みの公表との絡みがありますが、3年以内に取り組みの公表を行うことにしたいと思いました。第23条は、行政の公表に基づいて検証することで、市長は4年ごとに議会の審議を経て見直しの決定を行うという具体的意見を入れたいです。

中村：以前、公表は1年に一度という話も出ていましたが、なぜ3年に一度なのですか。

林：第23条の4年以内は首長の任期以内というのが理由です。毎年行うのも大変なので、4年以内に見直すことを前提に考えると、公表は3年が良いと思いました。

森山：ありがとうございました。毎年か3年かいずれにしても、公表されているものに基づくという点と、期間が4年以内であるという点と、議会の審議を経ることを重要なポイントにして第23条を具体化してもらいました。これに関連して、取り組みの公表について議論したグループの発表をお願いします。

中村：先ほどのグループに関連する議題ですが、「取り組みの公表は何年毎、どのように」という議題について議論しました。先ほど、公表はなぜ3年毎なのかと聞いたのですが、私たちのグループでは毎年行ったほうが良いという議論になりました。やりっ放しではなくどこかで評価をする必要がある。審議会を設けてまちづくりの取り組みを毎年評価するという事です。審議会が必要かどうかは皆さんにも意見を聞きたいです。審議だと先の具体的なことが出てこないのですが、評価となると評価シートが必要になってきます。その意味で、評価シートをもって審議ができるようになればいいという意見が出ました。

森山：文言も、公表するよりも評価という言葉を使うのが良いということでしょうか。

中村：文言で書かないと、今まで何をしてきたか、今後何をするのかがわからなくなります。

審議会は面倒ですが必要だと思いました。皆さんのご意見もいただきたいです。

森山：根幹の話ですね。例えば、都市計画審議会がありますが、都市計画法で決められていて、こういう案件が出たら審議会にかけるというルールが決まっています。野々市のまちづくり基本条例のもとで行われる活動は広範に渡ってしまうので難しい話です。

小堀：私たちの作っている条例は、案を出して皆で検討してバージョンアップしていますが、議会も評価も同じことだと思いました。評価をして悪い事は改善、良い事は表彰することが重要です。今回出た提案書は条例と合わないことや不足があれば見直すことになるので、委員会で評価することになるかもしれません。その位置づけを明確にすべきだと思います。

森山：評価は非常に重要な視点です。評価はいつ行うか、誰が評価するのかを考える必要があります。誰がするかは、自己評価と他者評価、第三者評価があります。市民と行政で何かを行う場合、市民が評価する場合と、行政で評価する場合、関係無い第三者が評価する場合があります。さらに、評価の方法には事前評価と中間評価、事後評価があります。また、数値的な評価と質の評価が難しいです。例えば川に関する活動では、BODという数値を見れば川がきれいになったかどうか評価できますが、活動の質として、どれくらい市民が川に親しんだか、行政と市民がどれだけ協働したかを評価するにはどうするかが難しいです。

山岸：評価について条例で書くと、自分で自分の首をしめることになるのではないのでしょうか。

森山：これら全てを行うわけではなく、多様な方法があるということがわかり、毎年事後に第三者で評価を行うか、毎年やった後に評価するか、市民協働の事前に提案して評価して税金をつけるやり方もあります。どのタイミングで評価するか、誰が評価するかという、評価という言葉一つで色々な意味を含みます。

藤田：なぜ評価をするかという、ある程度管理しないと結果が見えないからだと思います。市民にこの条例ができたことを知らせたときに、条例が家にある程度では皆さんの努力は残らず、市民もまちづくりは全部町内会に任せれば良いという意識になってしまいます。町内会長が1年毎に変わる環境で、町内会で皆さんが手伝えることがなくなり、まちづくりとは何かわからなくなります。評価をしないと過去に進んだ総合計画や指針が評価されないまま自己満足で終わってしまいます。福祉活動計画も市全域で行っていますが、目的はまちをよくしたいという同じ思いなので評価しないと方向性がわからなくなります。

森山：よりよい中身にしていくためには評価していかないと、適当になってしまいますね。

藤田：まちづくり活動も一部の人しかやらなくなります。年とともに体力がなくなって、やる気がなくなって、次世代の人がどれだけやってくれるかという問題もあります。首長が協働と言わなくなったら条例は存在しているだけの評価になります。市民が強くなるべきだ

と思ったので私は、評価という言葉を入れたいと思いました。

森山：審議会としてやるというのが一つの方向性として示していただきました。ありがとうございました。それでは次の発表をお願いします。

小堀：余談ですが、私は今別の会合で評価について取り組んでいます。地域との連携で評価すると良いと思いました。私たちは、10番「国、県、他の地方公共団体との協力と連携」について議論しました。振り返りシートにも意見がありましたが、市民団体の野々市に住む人でなくても市が支援できるのという意見がありました。自治基本条例がありますが、今回のようにまちづくり基本条例の中では必要ないと思いました。その理由は、第2条の協働の中で市と市民が協力するという中に、市民とは最後の方にその他の団体も含まれるという文になっていたので必要ないと思いました。同じく国際社会についても条例で明記する必要はないという結論となりました。

森山：結論は前回と変わらないということですね。

小堀：次に、4番の市民憲章と基本条例と協働指針の位置関係について議論しました。結論を先に言うと、市民憲章は大きな枠、市民憲章の中に基本条例、基本条例の中に協働指針があるイメージです。一番大きなものが市民憲章で、家訓や校則、社訓と同じように行動規範としての位置づけです。樁10徳ではなく、市民のための項目、家訓のようなものです。基本条例は、市民憲章の中身をまちづくりのための具体的な考え方や方法にして条文化したものです。協働指針はまちづくりの重要なキーワードとして、自発心や連帯感、創造力を持って皆さんが目的達成のために取り組むもの、市民皆がわかるルールとして思いを共有して活動するためのものです。まちづくり基本条例の中で具体的に取り組む一つのグループが市民会議という位置づけです。

森山：これで整理できましたか。他に何か意見はありますか。

小堀：考え方によっては違う意見が出るかもしれませんが、言葉を整理したら大中小の○を書いた図に落ち着きました。

林：家訓のようなものというのは何でしょうか。

藤田：総合計画の45ページに書いてある項目のことです。

林：10番の「他の地域の連携を残してほしい」の議題と、振り返りシートの野々市に住む人でなくても支援できるという意見は次元が違う話ではないでしょうか。

森山：支援することを自治体が行うことは当たり前だということですね。主語が市民なのか行政なのか、行政のことは当然なので書かなくて良いと思いますが、主語が市民のことならば、第2条で書かれています。

山崎：その他の団体には金沢も入っているのでカバーされると思います。

森山：結論は変わりませんが皆さんが納得するかどうかです。市民憲章は活用されていますか。

池田：活用されています。

森山：市民憲章は5項目ですね。市民憲章を実行するための委員会はありますか。七尾市では、1項目ごとに委員会を作って活動しています。条例の中での憲章の位置づけは必要ですか。

山岸：前文の中にあるのではないのでしょうか。

小堀：野々市市愛と和の市民憲章は以下の5項目です。郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。

森山：市民憲章で目指すまちにするために、基本条例では考え方や具体的な方法を定め、協働に関しては、協働する際の考え方や、思いを共有するためのルールを指針の中で決めます。

山岸：市民協働を前面に出した条例にすると野々市らしさが出ると思います。

小堀：協働のことは条例案の前文で書かれていますね。

林：提言書を出したので今更かもしれませんが、以前に市民憲章と同等の条例になるのであれば、市民憲章だけで良いのではないかという議論をしたことを思い出しました。

森山：まちづくりは協働だけでは語れないことを含め、条例で協働を定める必要があります。まちづくりの目指す方向は市民憲章にゆだねてよいと思いますが、誰がどういう役割で、どういう関係で行動するかを基本として、その中で協働を前面に出せば良いと思います。

藤田：協働指針の裏付けとなる条例でないと、協働指針も含めた結果が現われないと思います。

森山：今日の会議が始まる前に、そろそろ協働の市民会議と暑気払いをしたいという話をしていました。市民会議の皆さんはこの会議に来たがっていると聞きました。

藤田：協働指針が条例より上か下かという話があります。市民会議では、条例が上で協働指針が下だという認識があるようです。実際は同等なのですが、思いは市民憲章で包括されているので、それぞれの整合性をとる必要があります。また、将来の活動に対するサポートができることも重要です。私たちは条例を作りますが、作った後、市民活動の皆さんは条例によって活動を強制されたら大変です。

小堀：協働指針が条例より大きくはなくても、限りなく近い方が正しいのではないのでしょうか。

小松：それを私たちが理解している必要があります。

森山：それが役割や責務、行政や議会との関係につながります。決め方の話も結局条文に無いままになっています。それでは、最後のグループの発表をお願いします。

新美：9番「第13条人材育成についての条文の整理」について議論しました。条文には子供に関する人材育成しか書いておらず、大人でリーダーシップを持った人材が必要だという意見が心に残りました。それで、条例案1案を再度確認してみると、大人の人材育成に関することも載っており、市民全体に勉強する機会を与えてそこから人材を発掘して育てて

いくとあります。市民がまちについて知ることは、自発心の話にもなると思います。人材育成はリーダーシップに重きを置く内容でも良いという意見が出たので、担い手を発掘し育成すること、その仕組みづくり、環境整備の意味は難しいですが、人材育成できる仕組みづくりもキーワードに入れて、各主体が努力目標としましょうという議論になりました。

森山：ありがとうございました。第1案復活ですね。よくさかのぼりましたね。

小堀：良いと思います。子供の育成に関しての条項は残すかどうかということが重要です。

森山：子供の育成については議論しましたか。

新美：子供の育成に関しては別条項で定めてはどうかと議論しました。

森山：神谷先生から、他に議論したらいいと思われることは何かありますか。

神谷：条例案の全体構成を見て5つ程度の議題を考えました。まず、第12条、第17条には連携とあり、野々市のまちづくりは自発的な活動に基づいて行うとあります。第4章の話し合いの場と決め方には市民協働の推進とありますが、両方のキーワードのおさまりが悪いと感じたので、第12条と第17条の中身を第4条の基本理念に入れると良いと思いました。次に、第3章の自発的な活動というタイトルについて、自発的な活動という言葉が読んだだけでは分かりづらいので、「市民による自発的なまちづくり」等にするとわかりやすいと思いました。市民による自発的なまちづくりの中身は、第10条の地域活動や第11条の市民活動で、連携、人材育成によって自発的なまちづくりになるのはどうでしょうか。3つ目は、第4章の情報共有という表現が分かりづらいので、「まちづくりのための情報共有」という表現にすると目指すものがわかりやすいと思いました。第14条、第15条、第16条は、行政の情報を市民に公開するニュアンスの中身になっていますが、これで十分かどうかということがあります。協働が重要ならば、市民が持つ情報を行政が積極的に収集することも考えられます。行政は情報を系統立ててもっていますが、市民は自分の情報は持っても隣のことはよく知らないことがひっかかりました。第4条に協働のことを入れた方が良いと思ったのと、市民憲章と協働指針と条例の3つの位置づけの関係を述べると基本理念が充実すると思いました。4つ目は、第5章の話し合いの場と決め方ですが、タイトルの表現に関してわかりやすく良いものがないか考えましたが、思いつきませんでした。5つ目は、行政への市民の参加の話で、協働には行政が市民に歩み寄ることもありうるし、行政の中で市民の声を反映させるのは地区の懇談会で住民の声を聞くレベルと変わらないので、第5章の位置づけそのものがわかりません。協働であれば、市民の意見を聞いて行政が施策を進めますが、PDCAサイクルに例えると、PのPlan（計画）の部分だけでなく、DのDo（行動）の道路の整備や掃除を市民が入って実際にやっていく部分もあるし、CのCheck（点検）の行政評価も協働で行ったり、第3者や委員会などができます。今のところ、市民の声を拾うだけになっているので、協働のときには実際



に行動することも必要です。話し合いの場という言葉で限定して良いのかということがありますが、協働そのものが幅広い意味なので収集がつかえません。もう一つ、行政をオープンにするという話でしたが、議員は選ばれた市民の代表でも良いことをしてくれるか分からないので、議会での話し合いのプロセスをオープンにしても良いと思いました。

森山：ありがとうございました。先生からの指摘に対して、皆さんから意見はありますか。

小堀：PDCAのDの情報共有に関係するかもしれませんが、連携の話として、地域活動は町内活動で各自行い、市は方針を出して業務を行う役割分担はありますが、誰かが提案して行ったものは皆で共有し、発表の場を設けて良いものは評価したいという連携です。そのためには地域の人が連携する必要があります。評価の部分や先生が言っていた行動のチェック、教育にも関係してくると思うので、協働の中に表彰や連携が欠けていると思いました。

森山：小堀さんがおっしゃっているのは、条例そのものよりも、条例に基づいて制度を作るという今後の提案ですね。表彰するには評価する必要があります。野々市式の評価ポイントを作るプロセスも協働でやっていくことができます。先に制度だけが動いて、条例がない自治体もあります。何に基づいてやっているのかといわれると分からないと答える自治体も多いです。野々市の場合は根本の思いがあるし、協働の提案事業は既に動いている制度です。全体の思いと制度の両方を行き来しながら、協働指針とも整合がとれるように条例を完成させるのが私たちの仕事です。具体化するというイメージをしていきましょう。まだ議論することがたくさんありますが、前回の話をベースに納得できる結論に持って行くことができたいと思います。各グループで議論したものを共有することをあと2回程度行いたいと思います。ワーキンググループには随時、条例案変えていく作業を行ってほしいです。議論を条例案に反映させて、条例案を会議で検討するやりとりを行いたいのです。現在は第2案までが出ています。

神谷：できれば次回までに第3案が欲しいです。

森山：今までに進んだ議論を条例案に反映させて欲しいのです。

中村：私たちも現状の確認ができるのでそうしてほしいです。

森山：今日までの議論を条例に反映することをワーキンググループにお願いしても良いでしょうか。次回会議が9月1日なので、それまでに第3案に反映して下さい。

## 5. 閉会

森山：それでは会長からは報告をしてもらい、神谷先生からもご意見をいただいたので、今日は中村さんに挨拶をお願いします。

中村：ワーキンググループからの途中経過としての条例案をもとに検討して進めたいです。ワ

ーキンググループも忙しいので、条例案は次回会議当日になるかもとのことでしたが、少し進めていただけたら私たちも進んでいる実感がわくと思います。よろしくをお願いします。

森山：宿題として、次回会議の時間を短縮するためにも、議題に対して自分の意見を持ってきていただくと、議題が処理しやすいです。次回は更新した条例案を配布しますので、また検討しながら一步一步進めましょう。

藤田：パブリックコメントはどうしますか。

金場：パブリックコメントは1ヶ月必要です。次回の会議終了後にパブリックコメントを募集するのはどうでしょう。

森山：そうすると次回会議までに、条例の第3案は出てこないといけないですね。

中村：条例案第3案は会議当日に配布されて検討するとなると、きついです。

森山：私ももう一度会議が必要だと思います。それでは9月17日の会議後にパブリックコメントを行い、10月6日、10月22日を経て市長に報告で間に合うと思います。

中村：時間が足りなくなれば、会議を1週間に1回にする方法もあります。

藤田：文章法規も作ってもらい、議会で条例の議題を挙げる段取りをする必要もあります。

金場：ある程度の条例案でパブリックコメントを募集しながら詰めないで、条例案が完全に固まってからでは間に合わないと思います。12月議会にかけるためには、文章法規がチェックする期間も必要なので、10月上旬にチェックしてもらう必要があります。

森山：9月に会議を2回行い、パブリックコメントを出して、10月に返って来たコメントを反映するのでぎりぎりのスケジュールになります。間に合わなければスケジュールを再調整しましょう。市民に対してのパブリックコメントが本当に良いかということもあります。パブリックコメントは基本的にあまり見られていない傾向があるので、委員の皆さんが周りの人に意見を聞いた方が意見がより多く集まります。議会と皆さんの違いは、議員は選挙をして選ばれますが、皆さんは選挙をしていません。私たちの意見が市民の代表の意見だと言われるとそうなのかということです。

小堀：パブリックコメントは規則にのっとって行い、興味がある人がいれば意見を出してくれると思います。先ほど言ったように私たちの人づてで意見を集めるのもあります。

森山：七尾のときはパブリックコメントの前に出前説明会として、委員の皆さんが町内会の集まりに出掛けて、数は多くなかったですが皆さんの意見を聞きました。